令和5年(2023年)3月24日 教育委員会事務局子ども・教育政策課

中野区教育財産管理規則の一部改正について

1 改正理由

区の組織改正に伴い、財産管理に係る分掌事務が総務部から企画部に移管されるため、規定整備を行う必要がある。

2 改正内容

第18条第3項の規定中「総務部長」を「企画部長」に改める。

3 新旧対照表

別添のとおり。

4 施行日

令和5年4月1日

中野区教育財産管理規則新旧対照表

	全观点为 们内积级
改正案	現行
第1章·第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
第3章 財産台帳の記録	第3章 財産台帳の記録
(財産台帳)	(財産台帳)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 財産台帳の記入及び整理の方法は、公有財産規	3 財産台帳の記入及び整理の方法は、公有財産規
則第48条第3項の規定により <u>企画部長</u> が定め	則第48条第3項の規定により <u>総務部長</u> が定め
る公有財産台帳整理基準の例による。	る公有財産台帳整理基準の例による。
第19条·第20条 (略)	第19条·第20条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)
附則	
この規則は、令和5年4月1日から施行する。	